

東日本大震災への対応

～第二管区5年間の対応、あの日を忘れないために～



平成28年3月

第二管区海上保安本部

はじめに

東日本大震災の発生から5年が経過しましたが、東北地方では未だに2, 500人を超える方々が行方不明となっているほか、約17万4千人の方々が自宅に戻れないなど不便な生活を余儀なくされております。

ここに、被災された方々に対しまして、改めて心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

第二管区海上保安本部では、発災直後、緊急参集中に1人の海上保安官が犠牲となったほか、職員の中には家族が犠牲になり、また、自身が被災するという厳しい環境の下で、職員一人ひとりが海上保安官としての職責を全うし、本庁及び全国の海上保安本部等からの支援を受けながら、組織の総力を挙げて東日本大震災の対応に当たりました。

発災初期には、まさに不眠不休で被災者の捜索・救助活動、緊急輸送路の確保、緊急支援物資等の輸送及び被災者の緊急搬送等の人命救助活動を主体とした業務に当たり、中期以降については、捜索・救助、航路標識の復旧、被災地の測量等の災害対応業務を継続的に行い、現在でも、行方不明者の捜索をはじめとして被災地の安全と治安の確保を中心とした震災復興の支援につながる業務を継続しております。

この記録は、発災から5年という節目を迎えるに当たり、第二管区海上保安本部がこの5年間で実施してきた震災対応の状況を取りまとめたものです。本記録が、当本部によるこれまでの取組みへのご理解と、関係機関等の連携による防災対策の更なる強化の一助となれば幸いです。

第二管区海上保安本部では、今後も引き続き、被災地に寄り添いつつ、行方不明者の捜索、航路標識の復旧、被災港湾の海図改訂はもとより、被災地の早期復興を支援するための安全や治安確保対策に継続的に取組むとともに、この大震災を教訓とした自治体及び関係機関と連携した防災対策等を推進してまいります。

第二管区海上保安本部長

岩並 秀一

目次

I 東日本大震災

- 1 東日本大震災の概要
- 2 海上保安庁の対応体制
- 3 津波の襲来と各部署の状況
- 4 当庁施設等の被害と復旧状況
 - (1) 庁舎・船艇基地
 - (2) 巡視船艇・航空機
 - (3) 通信施設
 - (4) 航路標識

II 東日本大震災への第二管区海上保安本部の対応（発災～1年目）

- 1 第二管区海上保安本部の対応体制
 - (1) 対策本部及び現地対策本部等の状況
 - (2) 巡視船艇・航空機の配備状況
 - (3) 陸上職員の派遣状況
- 2 捜索・救助活動
 - (1) 座礁船からの吊上げ救助
 - (2) 孤立者等の救助
 - (3) 被災者の緊急搬送
 - (4) 行方不明者捜索（海上・潜水）（1年目）
 - (5) 漂流船舶の確認及び曳航
- 3 福島第一原発事故への対応
 - (1) 初動措置
 - (2) 警戒区域における巡視船艇による警戒
 - (3) 海水サンプリング及び測量支援業務
 - (4) 警戒区域内における捜索活動
- 4 緊急輸送路の確保
 - (1) 各港湾等における輸送路と航行制限の状況
 - (2) 被災港湾の緊急測量
 - (3) 安全情報の提供
 - (4) 航路障害物への対応
 - (5) 航路標識の復旧（1年目）
 - (6) 各港湾の一部供用開始への対応

5 緊急物資輸送及び現場支援活動の実施

- (1) 緊急支援物資等輸送の実施
- (2) 現場支援活動の実施
- (3) 被災者支援の状況

III 東日本大震災への第二管区海上保安本部の対応（震災2年目以降）

- 1 行方不明者の捜索活動（2年目以降）
- 2 被災港湾における水路測量・海図改訂
- 3 航路標識の復旧（2年目以降）
- 4 被災地域の安全と治安の確保
- 5 当庁施設（庁舎）の復旧

IV 東日本大震災を教訓とした防災への取り組み

- 1 防災にかかる装備等の強化
- 2 関係機関との災害にかかる連携強化等
 - (1) 航行安全対策
 - (2) 連携会議
 - (3) 合同訓練
 - (4) 庁舎施設の避難所としての活用

V 当庁が関係する組織、ネットワークの復旧状況

- 1 海上安全指導員・海上安全パトロール艇
- 2 海上保安協力員・海上保安官連絡所
- 3 ライフジャケット着用推進員
- 4 海上保安協力校
- 5 民間による救助活動

※各項目をクリックすると、該当ページに移動します

I 東日本大震災



- 1 東日本大震災の概要
- 2 海上保安庁の対応体制
- 3 津波の襲来と各部署の状況
- 4 当庁施設等の被害と復旧状況



東日本大震災の概要

地 震	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震		
発生日時	平成23年3月11日 午後2時46分		
震 源	三陸沖(北緯38度6分, 東経142度52分／牡鹿半島の東南東約130km付近) 深さ24km		
規 模	マグニチュード: 9.0(Mw) 断層の大きさ(震源域): 長さ約450km, 幅約200km 断層のすべり量: 最大20～30m程度 震源直上の海底移動量: 東南東に約24m移動, 約3m隆起(海上保安庁測定)		
震 度 (震度6弱以上)	震度7	宮城県北部	
	震度6強	宮城県南部・中部, 福島県中通り・浜通り, 茨城県北部・南部, 栃木県北部・南部	
	震度6弱	岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部, 福島県会津, 群馬県南部, 埼玉県南部, 千葉県北西部	
被害状況	〈人的被害〉 死 者: 15,854名 行方不明者: 3,155名 負傷者: 26,992名 〈被害額(推計)〉 約16兆9千億円(平23年6月24日内閣府発表)		〈建築物被害〉 全 壊: 129,225戸 半 壊: 254,204戸 一部破損: 691,766戸 (平成24年3月11日現在 出典:警察庁)

平成23年3月11日(金)午後2時46分、三陸沖(牡鹿半島の東南東約130km付近)を震源とする「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」が発生しました。この巨大地震と原子力発電所事故の複合災害である「東日本大震災」は、死者15,854名・行方不明者3,155名(平成24年3月11日現在)という多くの人命とともに、沿岸部のありとあらゆるものと人々の暮らしを津波により奪い去り、その後多くの住民が長期間の避難生活を強いられるなど、未曾有の被害をもたらして、大震災として歴史にその名を留めることとなりました。



【津波に飲まれる町と高台に避難した住民：釜石】



【津波に飲まれる港内：石巻】

■左 釜石市内に流れ込む津波

市内のあらゆるものが次々と津波に飲み込まれていく様子を、住民たちはただただ高台から見守ることしかできなかった。

■右 石巻港内の被害状況

津波が港内周辺施設を全て飲み込み、2階建ての石巻海上保安署庁舎も屋上付近まで津波が到達した。

海上保安庁の対応体制（発災～1年目）

海上保安庁の対応体制

震災発生直後から、全国の巡視船艇・航空機等を大量動員して、被災地に急派



■ 対応勢力（最大時）	
巡視船艇等	54隻
航空機	19機
■ 延べ勢力（平成24年3月11日現在）	
巡視船艇等	13,434隻
航空機	4,108機
特殊救難隊員	1,256名
機動救難士	826名
機動防除隊員	410名

被災地での主な災害応急対策活動

1. 捜索救助等

- ・生存者救助、被災患者の緊急搬送、行方不明者捜索
- ・漂流船の生存者等確認・曳航救助
- ・火災消火、危険物対応

救助実績・・・360人
 漂流船の生存者等の確認・・・506隻（全て無人）
 曳航した漂流船・・・85隻
 揚収遺体・・・395体
 （平成24年3月11日現在）

2. 海上輸送路の安全確保

- ・福島第一原子力発電所周辺海域における監視警戒
- ・緊急輸送路確保のための港内の水路測量による安全確認
- ・航行警報の発出、海上漂流物の除去等による航行安全の確保

3. 被災地への物資輸送・現場支援

- ・巡視船艇・航空機による被災地域の要望に応じた支援物資の輸送・提供



海上保安庁では、地震発生直後から、本庁と各管区海上保安本部に災害対策本部等を設置するとともに、大規模な被害の発生が予想されたことから、あらかじめ策定された「日本海溝型地震に係る動員計画」に従い、全国から多数の巡視船艇・航空機等を直ちに動員するとともに、本庁配備の測量船全5隻（計画数3隻）についても同海域への派遣を行い、全庁をあげて震災対応に当たりました。

第二管区海上保安本部では本部に第二管区海上保安本部災害対策本部を、太平洋沿岸の海上保安部に、各現地（八戸、釜石、宮城、福島）災害対策本部を設置し、動員船艇・航空機（最大時対応勢力：巡視船艇等54隻、航空機19機）により各現地災害対策本部に、それぞれ青森船隊、岩手船隊、宮城船隊、福島船隊を編成させ、各船隊指揮官の下、海上部及び陸上部の孤立者の救助、行方不明者の捜索等の震災対応業務に当たりました。

津波の襲来と各部署の状況



【庁舎に接近する貨物船：釜石】



【港外に向かう巡視船「きたかみ」】



【仙台空港を襲う津波：仙台航空基地】



【安全な海域まで漁船を誘導する巡視艇「はつかぜ」】

■左上 釜石保安部に迫る貨物船

津波により貨物船が釜石港内で漂流を始め、ついには釜石海上保安部の入居する港湾合同庁舎に迫り危機一髪の状況に。

■左下 被害調査を行うヘリコプター

地震発生直後、大きな余震が続く中、空からの被害調査を迅速に行うべく、2機のヘリコプターが次々と離陸した。

■右上 津波に翻弄されながら港外へ

地震発生後、直ちに釜石港内の人々に対して注意喚起を行いつつ緊急出港。想像を絶する津波の猛威を巧みな操船により脱した。

■右下 一刻も早く安全な海域まで

職員の気迫のこもった避難勧告、逃げ遅れた漁船を伴走しながら勇気づけ、多くの海事関係者、漁業関係者の命を救った。

第二管区海上保安本部及び太平洋沿岸の各海上保安部署は、地震発生後直ちに、巡視船艇に対し緊急出港を指示しました。その際、各部署の庁舎においては、津波による甚大な被害を受けながらも付近住民に対し庁舎等への避難の呼びかけを行い、緊急出港した巡視船艇においては、大津波に遭遇しながらも臨機の操船で危険な状況を乗り越え、港内にいる船舶や人々に対し、津波警報の周知及び避難広報を行いながら、自らも沖合いへ一時避難するとともに、被災者の捜索救助活動を開始しました。

仙台航空基地は、発災時飛行中の1機及び緊急離陸した2機のヘリコプター3機で津波被害状況調査及び被災者の捜索救助活動を開始しました。

I - 4 当庁施設等の被害と復旧状況

海上保安庁の庁舎は、主に沿岸部に立地しているため、津波による甚大な被害が発生しました。船艇・航空機については、巡視船「くりこま」が松島湾内で座礁したほか、仙台航空基地等に駐機中の航空機8機が被災しました。また、遭難安全通信等を扱う通信施設について、施設自体は高台に設置されていたため、津波による直接の被害はありませんでしたが、アンテナ切断やフェンス倒壊等の被害が発生しました。さらに、太平洋沿岸の航路標識129基に倒壊や傾斜等の被害が発生しました。



- (1) 庁舎・船艇基地
- (2) 巡視船艇・航空機
- (3) 通信施設
- (4) 航路標識

【手記】「でかいぞ！この地震！」（抜粋）

平成23年3月11日午後2時46分、私は志津川港南防波堤（宮城県南三陸町）の先端部にいた。灯台の修繕工事監督業務のためである。

工事も完了し、間もなく現場を離れようとした際に、あの巨大な地震に襲われた。港内では防災無線で『津波が来るので避難してください。』とのアナウンスが流れる中、急いで灯台の動作確認と扉の施錠を行い、車で避難した。

施工業者共々無事に避難することができたが、後日、壊滅的な被害を受けた南三陸町の映像を見て、危機一髪の状況であったことを知った。

第二管区海上保安本部職員（震災当時）

庁舎・船艇基地



【津波により浸水した庁舎：仙台航空基地】



【津波で壊滅的ダメージを受けた庁舎：釜石】

■左 津波が襲った仙台航空基地の庁舎

海岸線近くに位置する仙台航空基地は、庁舎１階が水没し、格納庫にも膨大な量の瓦礫が流入するなど甚大な被害を受けた。

■右 甚大な被害を受けた釜石合同庁舎

防潮堤の側に所在していた釜石港湾合同庁舎は、２階天井まで浸水被害を受けてライフラインが途絶するなどの甚大な被害を受けた。

太平洋側に所在する９つの庁舎（八戸海上保安部、宮古海上保安署、釜石海上保安部、気仙沼海上保安署、石巻海上保安署、第二管区海上保安本部、宮城海上保安部、福島海上保安部、仙台航空基地）は、津波等による甚大な被害（下表参照）が生じ、一部庁舎は使用不能となりました。

部 署 名	庁舎の状況	船艇基地の状況
八戸（部）	４階庁舎の１階まで浸水	陸電施設は使用不能
宮古（署）	３階庁舎の２階まで浸水、２階以下は壊滅的状況	陸電施設は使用不能、棧橋は半水没
釜石（部）	４階庁舎の２階天井まで浸水、２階以下は壊滅的状況	陸電施設は使用不能
気仙沼（署）	６階庁舎の２階まで浸水、２階以下は壊滅的状況	陸電施設は使用不能、棧橋は海中水没
石巻（署）	２階庁舎の２階まで浸水、１階は壊滅的状況、地盤液状化により陥没	陸電施設は使用不能、タラップは海中水没
本部・宮城（部）	津波による浸水被害なし、庁舎の廊下壁にクラック発生	陸電施設は使用不能、各棧橋も破損
福島（部）	３階庁舎の１階まで浸水、敷地一部に土砂流出	陸電施設は使用不能
仙台基地	２階庁舎の１階天井付近まで浸水、１階は壊滅的状況	給油施設は水没、燃料タンク周辺地盤一部沈下

巡視船艇・航空機



【宮城海上保安部巡視船「くりこま」座礁（機関室浸水）】



【基地格納庫内で津波被害を受けたヘリコプター】

■左 座礁した巡視船「くりこま」

仙台塩釜港にて係留中の宮城海上保安部巡視船「くりこま」は、津波により係留ロープが破断し漂流、座礁し、船底部や機関室に甚大な被害を受けた。

■右 甚大な被害を受けた基地

仙台航空基地等にあった当庁航空機は津波により8機の航空機が使用不能となった。

巡視船艇の被害については、宮城海上保安部の巡視船2隻が被害を受けました。同保安部の巡視船は津波到達までに沖に避難することが困難であったことから総員退避しましたが、その中で、巡視船「くりこま」は、大津波により係留索が破断して無人状態で港内を漂流し、その後、松島湾内で座礁しました。また、同保安部の巡視船「ざおう」は、係留索が破断し漂流状態となりましたが、船内にいた一部の乗組員により錨を投入し座礁を免れました。

その後、巡視船「くりこま」は、平成23年12月末まで造船所にて修理を実施し業務に復帰、巡視船「ざおう」についても5月中旬に応急修理を実施し業務に復帰、平成23年10月末に完全復旧に至りました。

また、航空機の被害については、仙台空港敷地内や格納庫内で駐機又は整備中の8機（ヘリコプター5機、飛行機3機）が、津波による浸水及び瓦礫等との接触により損傷しました。

復旧については、飛行機のうち1機は修理により平成24年3月に復旧しましたが、他の7機は修理不可能であったため代替機の整備を順次行いました。

通信施設



【津波により被害を受けた仙台航空基地の空中線設備】



【地震により通信機器が傾斜した駒ヶ峰受信所の局舎】

■左 仙台航空基地の通信施設の被害

仙台航空基地敷地内に設置されている空中線設備が津波により傾斜するなど、通信機器の使用ができなくなった。

■右 駒ヶ峰受信所の通信施設の被害

宮城県石巻市に所在する駒ヶ峰受信所が地震により、通信機器の傾斜や外壁の亀裂等の被害を受けた。

第二管区海上保安本部のGMDSSなど遭難安全通信に係る通信機器は、震災時の揺れ及び津波により宮城県石巻市に所在する駒ヶ峰受信所の局舎外壁の亀裂や通信機器の傾斜などにより被害を受け、通信施設を制御するための通信回線や電話回線についても、事業者の回線網の不通や停電により釜石送受信所などの一部の通信施設及び部署の電話回線が長期間使用できなくなったほか、仙台航空基地では津波により空中線設備が傾く等の被害を受けました。

復旧については、多くは当庁職員による修理を実施しましたが、事業者回線網の復旧に時間を要するところもありました。被害の大きかった仙台航空基地及び駒ヶ峰受信所にあっては、庁舎の建替えにあわせて通信施設の新設や移設を行い、第二管区海上保安本部が所管する通信施設は平成24年7月31日をもって完全に復旧しました。

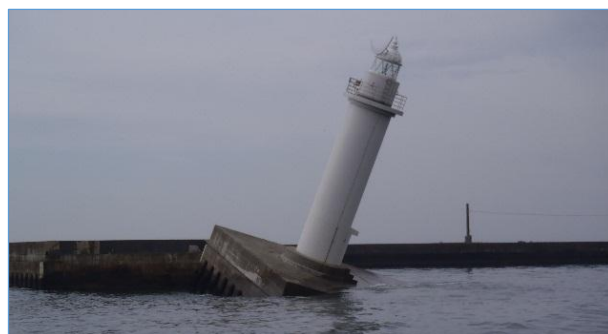
航路標識



【灯台窓ガラスが破損した塩屋崎灯台：福島海上保安部】



【倒壊した大槌港灯台：釜石海上保安部】



【傾斜した仙台南防波堤灯台：宮城海上保安部】

■左 塩屋崎灯台の被害

福島県いわき市にある塩屋崎灯台は、地震動により灯台の灯台窓ガラスが全損し、消灯した。

■右上 大槌港灯台の被害

岩手県大槌町にある大槌港灯台は、津波により灯塔上部が倒壊した。

■右下 仙台南防波堤灯台の被害

仙台塩釜港仙台港区の入り口の目印として建っている仙台南防波堤灯台は、津波により防波堤基部が洗掘され、防波堤ごと傾斜した。

八戸・釜石・宮城・福島各海上保安部が所管する航路標識251基の被害調査を平成23年4月17日までに実施し、うち122基の倒壊等被災を確認しました。その後の追加調査等により、最終的に129基もの被災（下表参照）を確認するに至りました。

部署名	所管基数	被害基数	【被害種別】 消 灯	倒 壊	傾 斜	移 動	流 失	欠 射	その他
八戸（部）	45基	7基	5基	1基	1基				
釜石（部）	70基	46基	12基	29基	5基				
宮城（部）	101基	65基	22基	14基	2基	22基	2基	1基	2基
福島（部）	35基	11基	8基	2基	1基				
計	251基	129基	47基	46基	9基	22基	2基	1基	2基

Ⅱ 東日本大震災への 第二管区海上保安本部 の対応（発災～1年目）

- 1 第二管区海上保安本部の対応体制
- 2 捜索・救助活動
- 3 福島第一原発事故への対応
- 4 緊急輸送路の確保
- 5 緊急物資輸送及び現場支援活動の実施



Ⅱ－１ 第二管区海上保安本部の対応体制

平成２３年３月１１日午後２時５０分、第二管区海上保安本部に災害対策本部を、八戸・釜石・宮城・福島海上保安部に現地対策本部を設置し、人命救助や行方不明者の捜索、傷病者の搬送、救援物資の輸送等の震災対応に当たりました。また、地震発生日の翌日には、全国組織である海上保安庁の利点を活かし、全国から第二管区海上保安本部への応援職員や各県の対策本部への連絡要員の派遣が開始され、迅速に初動体制を構築しました。



- (１) 対策本部及び現地対策本部等の状況
- (２) 巡視船艇・航空機の配備状況
- (３) 陸上職員の派遣状況

【手記】「活動を支えた使命感と絆」（抜粋）

大津波警報発令。地震から３０分後、津波は４ｍの防波堤をはるかに超えて来た。未曾有の大災害との戦いが始まった。

翌日には続々と派遣巡視船が到着し、本格的な活動が始まった。やるべきことは山ほどあったが、職員の中には家族を亡くした者や家を失った者がおり、資器材も流され初動の態勢は決して十分ではなかった。

皆、朝早くから夜遅くまで働き、疲れ果てていたが、活動を支えたのは、「この大災害に対応できるのは自分達だけ」という使命感と、ライフラインが止まった中で互いに助け合い子供や家を懸命に守る家族との絆だった。

釜石海上保安部職員（震災当時）

対策本部及び現地対策本部等の状況



【本部対策本部：二本部】



【巡視船内に移設した現地対策本部：釜石】

■左 本部災害対策本部

停電下、非常用電源により使用可能な機器を使用して本庁との連絡調整、管下部署の指揮等に本格的に着手した。

■右 釜石現地災害対策本部

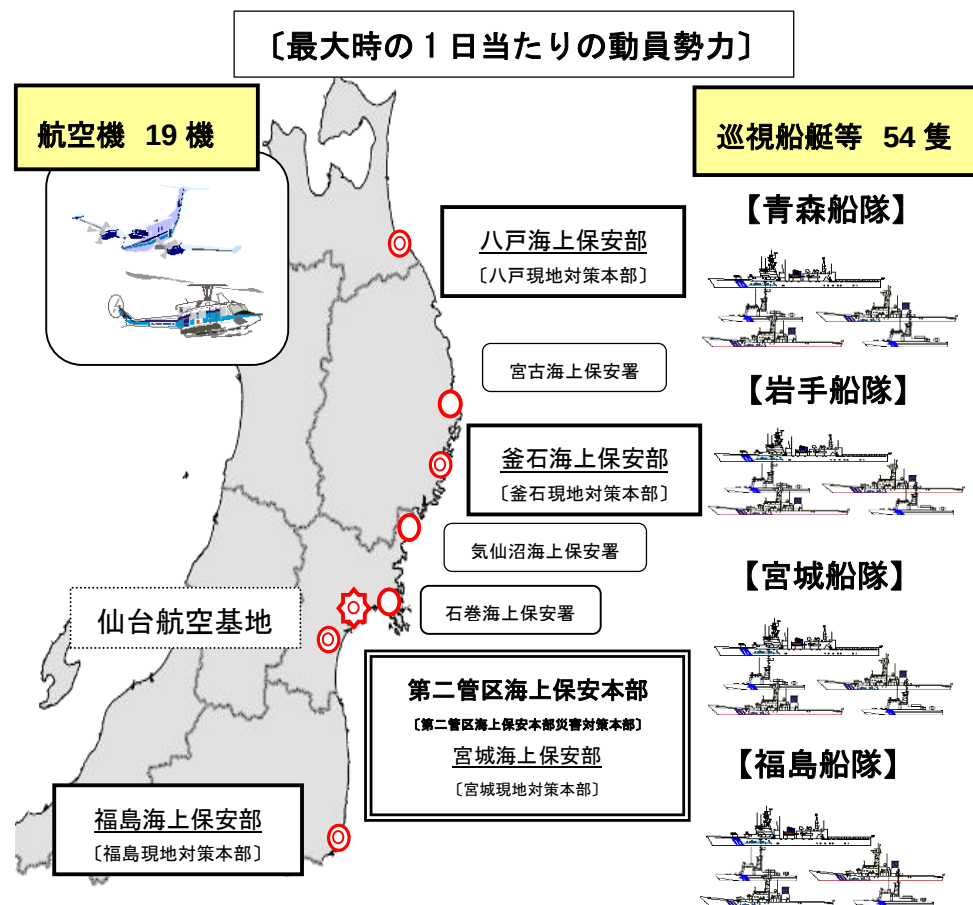
釜石海上保安部は津波による被害が大きく、復旧の目処が立たなかったことから、大型巡視船を臨時の保安部とし、その船内に現地対策本部を設置した。

第二管区海上保安本部は、平成23年3月11日午後2時50分、庁舎7階事案対策室に災害対策本部を設置するとともに、同時刻、八戸、釜石、宮城、福島海上保安部に各現地災害対策本部を設置し、被災者の捜索救助活動をはじめとして緊急輸送路の確保、航路標識の復旧、被災者の現場支援等の震災対応業務に当たりました。

各海上保安部は、それぞれに大きな被害を受けた状態での災害対策本部の運営となり、特に被害が大きかった釜石海上保安部については、臨時の措置として、大型巡視船へ海上保安部機能を移転し、現地災害対策本部としての業務を行いました。

また、第二管区海上保安本部については、地域住民の一時避難場所として利用されたことから、本部職員がこれへの対応に当たりつつ災害対策本部の業務を行いました。

巡視船艇・航空機の配備状況



東日本大震災発生直後から、本庁及び第二管区海上保安本部をはじめ、各海上保安本部に災害対策本部が設置され、あらかじめ策定されていた「日本海溝型地震に係る動員計画」に従い、最大で全管区から巡視船艇54隻、航空機19機を直ちに東北地方太平洋側に集結させ、人命救助や行方不明者の搜索、傷病者の搬送、救援物資の輸送等に当たりました。

第二管区海上保安本部へ派遣された巡視船艇は、青森船隊、岩手船隊、宮城船隊、福島船隊、の4つの船隊に編成され、各船隊指揮船の下で効率的な救助・搜索活動をはじめ、緊急輸送路の確保、航路標識の復旧、緊急物資輸送、航路障害物の撤去及び測量船による被災港湾内測量調査等の災害対応業務を行いました。

航空機については、仙台航空基地、仙台空港滑走路が津波の襲来により使用できなくなったことから、航空機運用のベースを岩手県花巻市の花巻空港をはじめとした複数の空港に設け、第二管区海上保安本部災害対策本部が指揮・運用を行い、各船隊と連携した救助・搜索、物資輸送などを行いました。

（平成23年3月11日～平成24年1月11日の延べ動員数）

巡視船艇等（測量船、航路標識測定船を含む） 11,634隻

特殊救難隊 1,256名

機動救難士 826名

航空機 3,628隻

機動防除隊 419名

陸上職員の派遣状況



【第二管区に到着した派遣職員】



【借上げバスによる職員輸送】

■左 本庁から派遣された職員

本庁から第二管区海上保安本部に職員が派遣され、現状の引継ぎ等打ち合わせを行い、各業務に取り組むこととなった。

■右 派遣職員の輸送

輸送用バスを借り上げ、可能な限りの支援物資を積み込み、派遣職員とともに被災地に送り込んだ。

第二管区海上保安本部災害対策本部及び各現地災害対策本部においては、通信手段が限定されるとともに、電気、水道、ガス等のライフラインが途絶し、食料、燃料等の必要物資が不足する等の状況の中で震災対応業務に当たっていました。

未曾有の大規模津波災害と原子力災害の発生により、被害が広範囲で対応すべき業務が膨大であったこと及び長期的な対応が必要であったこと、そして、職員の中には自宅が流され家族等が被災するなどの職員もあったことから、各職員の負担が極限に達しており、巡視船・航空機の派遣とは別に、陸上職員の派遣が急務となりました。

そこで、本庁及び全国の管区本部から第二管区海上保安本部災害対策本部等への応援職員や各県の対策本部等への連絡要員を派遣し、迅速に初動体制を構築しました。

また、二管区内においても、本部の指示により、被害の無かった日本海側の部署等から被災部署へ職員の派遣を行いました。

Ⅱ－２ 搜索・救助活動

第二管区災害対策本部では、初期段階において、海上の生存者救助を主目的として、飛行機及び巡視船による沿岸部の広域搜索とともに、ヘリコプターによる吊上げ救助を行い、中期段階においては、海上の行方不明者搜索を主目的として、巡視艇及び警備救難艇等と潜水士の連携による沿岸部の重点的な搜索活動を、地元自治体・住民等から入手した情報に基づいて綿密に行う等、要救助者の発見に全力を挙げました。その結果、３月２０日までに３６０名を救助しました。

また、津波により発生した漂流船舶５０６隻について生存者の有無を確認するなどの対応を行いました。



- (１) 座礁船からの吊上げ救助
- (２) 孤立者等の救助
- (３) 被災者の緊急搬送
- (４) 行方不明者搜索（海上・潜水）
- (５) 漂流船舶の確認及び曳航

【手記】「孤立した幼稚園児等の救助」（抜粋）

地震直後、宮城県沖に急行した。冠水した地域に幼稚園児らが取残されているなど、沿岸部は広範囲にわたって冠水しており多数の孤立者がいるとのことで、潜水士を含む派遣班が編成され、ゴムボートで港に向かった。冠水した地域には、多くの建物の二階部分や屋上から救助を求める手が振られており、日没になれば雪が降りそうな寒さで、けがをした人や高齢者や子どもには危険な状況になると思い、一人でも多く救助したいと全力で作業に当たった。

日没までゴムボートによる搬送救助を行い、合計６２名の孤立者を救助した。

他管区派遣職員（震災当時）

座礁船からの吊上げ救助



【「サイダージョイ」号乗船者の吊上げ救助】



【「シラミズ」号座礁の状況】



【「シラミズ」号乗組員の救助】



【「パインウェーブ」号からの吊上げ】

■左上 「サイダージョイ」号の吊上げ救助

船体の亀裂部分から浸水が進んでいるとの連絡を受け、当庁ヘリコプターが現場に急行し、乗船者３１名を吊上げ救助した。

■右上 座礁した貨物船「シラミズ」

当庁ヘリコプターが、座礁により船体が破損した「シラミズ」号に着船し、乗組員２３名を収容、相馬港沖で待機していた巡視船に搬送した。

■左下 「シラミズ」号乗組員をヘリに収容

相馬港内で座礁した「シラミズ」号に着船し、乗組員をヘリコプターに収容した。

■右下 「パインウェーブ」号の吊上げ救助

当庁ヘリコプターによる、座礁船「パインウェーブ」号乗組員２３名の吊上げ救助の状況。

平成２３年３月１１日午後４時３４分頃、石巻市の造船所において建造中の貨物船「サイダージョイ」号と「トリパン」号が、津波により漂流し、石巻港外に座礁しました。このため、翌１２日、ヘリコプターにより「サイダージョイ」号からは３１名、「トリパン」号からは７１名を吊上げ救助しました。また、福島県相馬港において荷役中の貨物船「シラミズ」号と貨物船「パインウェーブ」号が相馬港内で座礁しました。このため１５日及び１６日に、両船から各々２３名をヘリコプターにより吊上げ救助し、巡視船に搬送しました。

孤立者等の救助



【ゴムボートによる孤立者救助】



【建物からの孤立者救助】



【離島（大黒島）からの孤立者救助】



【荒浜小学校からの孤立者救助】

■左上 ゴムボートによる孤立者救助

石巻海上保安署職員が、同署周辺の建物に孤立者を認めたことから、監視取締艇及び巡視船「いすず」ゴムボートで孤立した幼稚園児等（６２名）を安全な場所まで搬送救助した。

■右上 建物からの孤立者救助

MH688が、石巻市内の民家から孤立者（１３名）を吊上げ救助して避難所に搬送した。

■左下 離島（大黒島）からの孤立者救助

大黒島灯台で作業中に、津波警報により戻りの船の手配ができず取り残された作業員５名をMH619により吊上げ救助した。

■右下 荒浜小学校からの孤立者救助

仙台市立荒浜小学校に孤立者約２５０名がいるとの情報から、SH176及びSH177により２１名を救助し、陸自霞目飛行場に搬送した。

津波により建物や離島等に孤立した被災者を、ヘリコプターや巡視艇のほか、巡視船に搭載したゴムボートを活用して救助しました。

- ・宮城県石巻市：石巻港付近の孤立者（６２名）、絡策船（２名乗組み）：３月１２日
- ・仙台市：市立荒浜小学校の孤立者（２１名）：３月１２日
- ・気仙沼市等：建物の孤立者（気仙沼３１名、石巻２４名）：３月１２日～１４日
- ・離島：大黒島の孤立者（５名）：３月１３日

被災者の緊急搬送



【相馬港着岸中の巡視船「いず」】



【巡視船「いず」への搬送】



【患者の引渡し（新潟市民病院）】



【消防職員への患者の引渡し（気仙沼）】

■左上 相馬港着岸中の巡視船「いず」

南相馬市立病院に入院していた患者を当庁の回転翼機に寄せ搬送するために、相馬港に着岸中の巡視船「いず」。

■右上 巡視船「いず」に患者を搬送

陸上自衛隊の車両で搬送された入院患者を引き継ぎ、巡視船「いず」飛行甲板に待機中のMH560、MH806及びMH909に搬送した。

■左下 病院へ患者の引渡し

当庁回転翼機は、入院患者及びDMATを新潟市民病院へ搬送した。（写真は、MH909）

■右下 消防職員への患者の引渡し

気仙沼港において、島しょ部で発生した急患の輸送に当たった。

第二管区海上保安本部災害対策本部に対し、3月19日、福島第一原子力発電所の事故を受けて設定された屋内待避区域に所在する南相馬市立病院の災害時緊急医療支援チーム（DMAT）から入院患者の搬送要請があり、航空機及び巡視船艇による緊急搬送を実施しました。

このほか、釜石市や気仙沼市等においても、巡視艇により傷病者等の緊急搬送を行いました。

行方不明者搜索（海上・潜水）（１年目）



【沿岸部を搜索する巡視船】



【沿岸部を搜索する潜水土】



【消波ブロックの間を搜索する潜水土】



【沿岸部を潜水搜索する潜水土】

■左上 沿岸部を搜索する巡視船

宮古市の北北東１９ｋｍの海上において、サーチライトで照らしながら２４時間体制で行方不明者を搜索する巡視船及びその搭載艇。

■右上 沿岸部を搜索する潜水土

大量の漂流瓦礫の中を搜索する潜水土。瓦礫が浮遊する海域での搜索は危険が伴った。

■左下 消波ブロックの間を搜索する潜水土

野田湾十府ヶ浦において、巡視船から派遣された潜水土が消波ブロックの間の搜索を実施した。

■右下 沿岸部を潜水搜索する潜水土

ヘドロ等で視界が制限される中、多数のロープに絡まないよう細心の注意を払いながら沈没した車両や船舶の中の潜水搜索を行う潜水土。

第二管区海上保安本部災害対策本部では、要救助者の発見・救助に全力を挙げ、３月２０日までに３６０人を救助するとともに、津波により多数の犠牲者が発生し、多くの地元住民が行方不明となっていることから、関係機関と連携した一斉搜索を含め、行方不明者の多い地域の沿岸部を中心に重点的かつ継続的な搜索（潜水搜索を含む。）を実施し、平成２４年３月１１日までに３９５体のご遺体を揚収しました。

漂流船舶の確認及び曳航



【「生存者無し」の×印をつける特殊救難隊員】



【漂流船舶の生存者確認作業】



【巡視船による漂流漁船の曳航作業】

■左 漂流船舶の生存者確認作業

３月１７日、金華山沖南東１８ｋｍの海上を漂流するクレーン台船に特殊救難隊員が移乗し、生存者の有無を確認した上で「生存者無し」の確認済みのマーキング（×印）を実施した。

■右上 漂流船舶の生存者確認作業

３月１９日、金華山沖北東２７０ｋｍの海上を漂流する漁船について無人の確認を終え、確認済みのマーキング（×印）を実施した。

■右下 漂流船舶の曳航作業

３月２３日、巡視船「あぶくま」は相馬港沖東７０ｋｍの海上を無人で漂流していた作業船を石巻港向け曳航した。

第二管区海上保安本部災害対策本部は、津波により多数の漂流船舶が発生し、沖合に流されたことから、人命救助を最優先として、巡視船艇・航空機により広大な海域における漂流船舶の搜索を進め、発見された漂流船に対し一隻ごとに無線や拡声器を使った巡視船艇・航空機からの呼びかけを行うとともに、必要に応じて海上保安官が移乗させ、生存者の有無を確認しました。

その結果、平成２４年１月１１日までに５０６隻の漂流船舶を発見し、すべて無人であることを確認しました。

また、発見された漂流船舶については、今後の使用可能性や海上交通に支障を及ぼす恐れの有無等を考慮して曳航救助を実施し、そのうち８５隻の船舶について平成２４年１月１９日までに引渡しを完了しました。

Ⅱ－３ 福島第一原発事故への対応

平成23年3月15日に政府が発表した「避難指示」「屋内退避指示」、同年4月22日に政府が設定した「警戒区域」「緊急時避難準備区域」を受け、これら警戒区域等の設定や航行時の留意事項について航行警報等により情報提供を行ったほか、巡視船を常時配備して監視警戒を行い、航行船舶の安全を確保しました。また、関係省庁等からの要請を受け、福島第一原発専用港内の航空レーザー測量、福島第一原発付近海域等における海上サンプリング等支援業務を実施しました。



- (1) 初動措置
- (2) 警戒区域における巡視船艇による警戒
- (3) 海水サンプリング及び測量支援業務
- (4) 警戒区域内における搜索活動

【手記】「訓練中止！被害状況調査を実施せよ！」（抜粋）

訓練を終えそろそろ仙台空港に戻ろうと考えていた頃、基地から無線が入りました。「いま、もの凄い地震に襲われている！あと何分飛行可能か！？」私は副操縦員と顔を見合わせた。「まだ1時間飛行することができます」と基地に通報したところ「まだ大きな揺れが収まらない！貴機にあっては可能な限り沿岸部の被害状況調査を実施せよ！」という無線が返ってきた。基地からの叫ぶ様な通信に加え、揺れが続いている時間が非常に長く、いつもと違う地震が起きていると感じた。

仙台航空基地職員（震災当時）

初動措置



【座礁船からの吊上げ救助活動：相馬港】



【入院患者の搬送協力業務：相馬港】

■左 座礁船からの救助

相馬港内で津波により座礁した貨物船から乗組員全員をヘリコプターで吊り上げ救助した。

■右 入院患者の県外への搬送

南相馬市内の病院に入院していた患者を相馬港に入港した巡視船「いず」からヘリコプターにより県外の病院に搬送した。

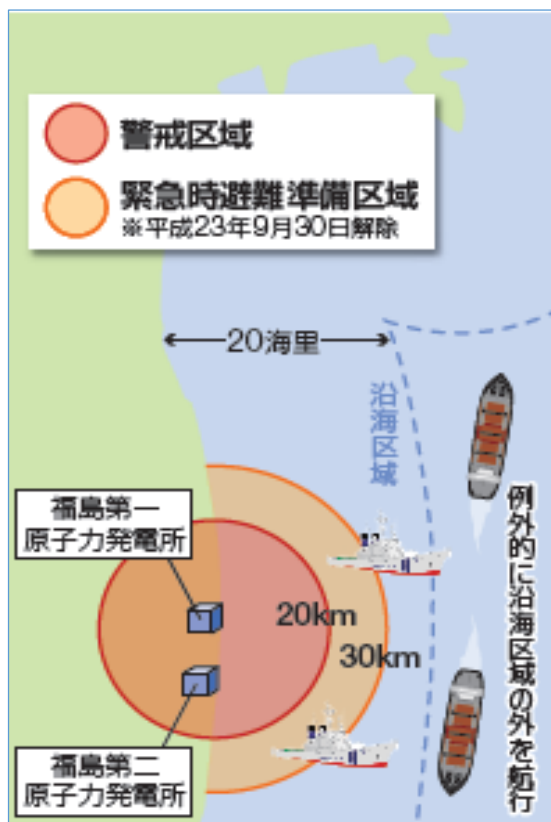
第二管区海上保安本部災害対策本部は、３月１１日１９時０３分の原子力緊急事態宣言発令を受け、巡視船及び航空機による福島第一原発周辺海域の通行船舶の確認及び遠距離への避航指導を実施するとともに、航行警報やＭＩＣＳ及びＡＩＳを通じて原発事故に関する情報提供を行いました。

また、福島県相馬港においては、津波により座礁した貨物船２隻からヘリコプター及び特殊救難隊員により乗組員計４６名を吊り上げ救助するとともに、ＤＭＡＴからの要請を受け、南相馬市内病院（屋内退避区域内に所在）の入院患者を県外に移送する搬送協力業務を行いました。（「Ⅱ－２－（１）座礁船からの吊り上げ救助」参照）

警戒区域における巡視船艇による警戒



【福島第一原発の沖合いを警戒する巡視船】



【福島第一原発周辺海域の監視警戒図】

■左 福島第一原発沖を警戒する巡視船

福島第一原子力発電所の沖合いを警戒、指導に当たる巡視船。

■右 福島第一原発周辺の警戒区域図

半径30kmの海域を「航行危険区域」として設定し、巡視船を配置して警戒に当たった。

海上保安庁は、政府が発出した避難指示等を受け、同発電所から半径30kmの海域を「航行危険区域」として航行警報を発出し、十分注意して航行するよう指導しました。また、政府が警戒区域と緊急時避難準備区域を設定したことを受けて、警戒区域での航行制限等を行いました。が、放射線の影響を恐れて内航船が福島沖を避ける動きが出たため、国土交通省と協議した結果、沿海区域（海岸線から20海里≒37km内を航行することが義務付けられている船舶への規制）が例外的に外され、被災地への大事な輸送路が確保されました。

航行危険区域等の外縁部の南北には、それぞれ巡視船1隻を常時配備し、航行船舶に対し安全な海域を示すとともに、安心感を与えました。

海水サンプリング及び測量支援業務



【福島第一原発沖における海水サンプリング支援業務】



【福島第一原発専用港の航空レーザー測量】

■左 海水サンプリング支援

巡視艇にサンプリング作業要員を同乗させ、海水サンプリング作業への支援を行った。

■右 原発上空からの測量

政府原子力災害対策本部からの要請を受け、当庁航空機により原発上空から専用港の航空レーザー測量を行った。

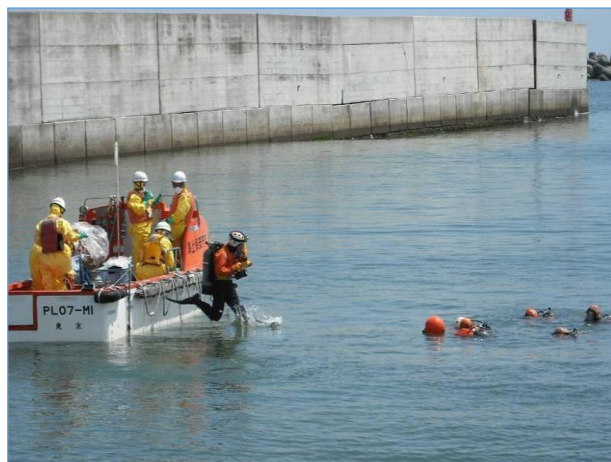
第二管区海上保安本部災害対策本部は、政府原子力災害対策本部からの要請を受け、福島第一原発専用港への真水搭載バージの入港の安全を確保するため、専用港内の水深や障害物の状況を確認する作業を行うこととし、巡視船艇では放射線防護対策が取れないとの理由から、航空機の機体及び乗員の放射線防護措置を施し、放射線防護の専門家が同乗して安全を確保しながら、上空からの航空レーザー測量を行いました。

また、同災害対策本部からの要請により、福島第一原発沖合海域において巡視船艇に海水サンプリング作業要員を同乗させ、海上サンプリング支援業務を実施しました。

警戒区域内における搜索活動



【巡視船による行方不明者搜索】



【特殊救難隊員等による潜水搜索】



【空中の放射線量を測定する機動防除隊員】

■左上 巡視船による行方不明者の搜索

福島第一原子力発電所から10km圏内に位置する福島県請戸漁港内において、巡視船による行方不明者搜索を実施した。

■右 空中の放射線量を測定する機動防除隊員

搜索活動に先だち、防護措置を施した上で、空中の放射線量を測定する機動防除隊員。

■左下 特殊救難隊員等による潜水搜索

海底に放射性物質が沈殿していることが判明したことから、泥を巻き上げないように細心の注意を払って潜水搜索を行った。

第二管区海上保安本部災害対策本部は、5月16日（自衛隊と連携）、25日、7月13日及び8月9日（福島県警察と連携）、福島第一原子力発電所から10km圏内に位置する福島県請戸漁港内において、また、11月1～2日及び9日（福島県警察と連携）、同じく富岡漁港において、巡視船艇及び同搭載艇上から、水中ソナー、水中カメラ及び箱メガネ等を使用して水中搜索を行いました。また、警戒区域内における潜水搜索については、8月30日～31日及び9月8日～9日に

請戸漁港内において行いましたが、水中における放射線管理に関する考え方や放射線量の管理に係る基準が明確でなかったことから、原子力安全委員会等と安全対策を協議の上、実施しました。

なお、これらの水中搜索及び潜水搜索においては行方不明者の発見には至りませんでした。

Ⅱ－４ 緊急輸送路の確保

津波によって大量の瓦礫、車両、船舶、漁具、コンテナ等が港湾内外で浮遊したり海底に沈降したことにより、被災地の港湾では船舶が入港することが困難な状況になりました。そこで、海からの緊急物資輸送路を早急に確保するため、国土交通省港湾局と連携して、港湾内に沈没した障害物の撤去、海上保安庁による水路測量を行い、港湾の啓開作業を進め、3月中旬から下旬にかけて、全ての拠点港湾（8港湾）の一部供用開始にこぎつける事ができました。また、航行船舶の安全確保のための情報提供や航路標識の仮復旧などにより、船舶航行の安全を確保しました。



- (1) 各港湾等における輸送路と航行制限の状況
- (2) 被災港湾の緊急測量
- (3) 安全情報の提供
- (4) 航路障害物への対応
- (5) 航路標識の復旧（1年目）
- (6) 各港湾の一部供用開始への対応

【手記】「漂流物で埋め尽くされた海」（抜粋）

津波の強大な力は海だけでは留まらず、陸にあったはずの全てを洗い流した。そして、「漂流物」となったそれらは、港内のみならず沖合いまで拡散し、船の運航を阻んだ。

「養殖いかだ多数、網が数十メートルにわたり・・・」、「漁船多数」、「コンテナ60個」。台船、灯浮標、木材、オイルフェンス・・・家。多種多様な漂流物は海上を埋め尽くしていく。

沿岸を航行する船舶へ漂流物情報を提供するため、東北沿岸の海図に漂流物の位置を全て書き込む。漂流物の位置が全て書き込まれた海図には、船が航行できる海域は残っていなかった。

第二管区海上保安本部職員（震災当時）

各港湾等における輸送路と航行制限の状況



【浮遊している瓦礫や車両等】



【海底に水没した油タンク】

■左 航路障害物の浮遊状況

平成23年4月5日、現在、仙台塩釜港仙
台港区付近には瓦礫や車両等が浮遊し、船舶
交通の障害となった。

■右 航路障害物の沈降状況

平成23年4月4日、気仙沼港付近には油
タンクが海底に沈降し、船舶交通の障害とな
った。

各港湾等において、津波によって陸上から流出した大量の瓦礫、車両、船、漁具、コンテナ等が港湾内で浮遊したり海底に沈降していたことにより、被災地の港湾に船舶が入港することは困難な状況となりました。このため、船舶交通に危険が生じたことから、港則法に基づき航
泊禁止等の制限（下表参照）が行われました。

〔各港湾別の航泊禁止等の制限状況〕

		特定 港	3月			4月			5月			6月			7月		
			10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30
二 管 区 管 内	釜石港	○	13日	避難勧告不能			11日	航泊禁止（37条3項）									
	大船渡港		13日	避難勧告不能			19日	航泊禁止（37条3項）									
	石巻港	○		18日	避難勧告不能							7日	航泊禁止（37条1項）				
	仙台塩釜港	○	13日	避難勧告不能			16日	航泊禁止（37条1項）									
	相馬港		11日	→ 13日 避難勧告			27日	入出港自粛勧告（37条4項）									
	小名浜港	○	11日	→ 13日 避難勧告			27日	入出港自粛勧告（37条4項）									

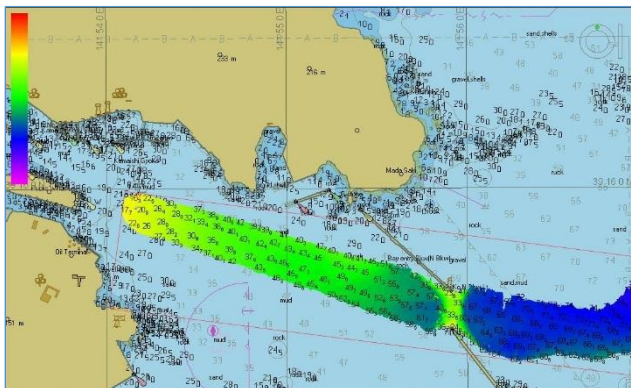
被災港湾の緊急測量



【大船渡港内の測量船「昭洋」】



【仙台塩釜港内の測量船「明洋」】



【釜石港の障害物調査結果】



【仙台塩釜港内の測量船「海洋」】

■左上 測量船「昭洋」による測量

大船渡港内において測量する測量船「昭洋」及び搭載艇（３月２１日）

■右上 測量船「明洋」による測量

仙台塩釜港の測量作業を終えて停泊中の測量船「明洋」（３月１７日）

■左下 測量船「海洋」による測量結果

釜石港のアプローチ部分の航路啓開のための水路測量結果

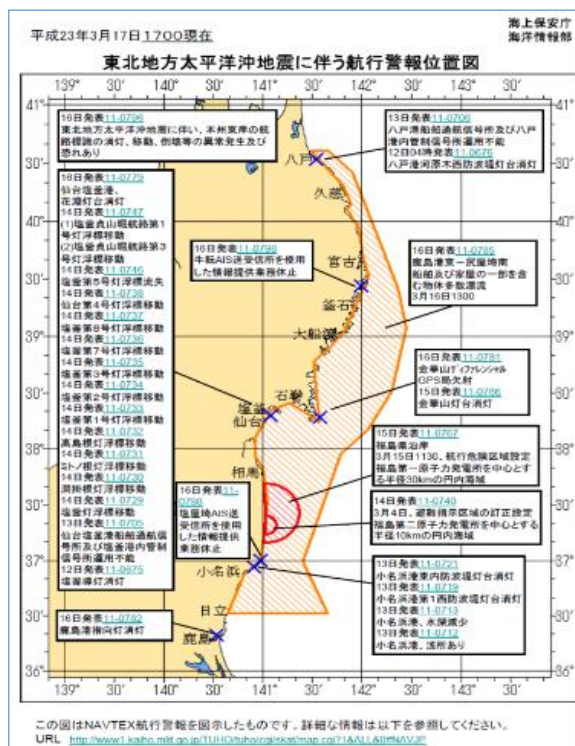
■右下 測量船「海洋」による測量

仙台塩釜港で、測量作業中の測量船「海洋」（３月１７日）

被災地の港湾では津波によって大量の瓦礫、車両、船舶、漁具及びコンテナ等が港内に多数浮遊・沈没していたため被災地の港湾に船舶が入港することが困難となったことから、第二管区海上保安本部災害対策本部では船舶による緊急物資輸送や災害対応船舶等の海上輸送路の確保を目的に港湾の測量を行うため、地震発生直後に本庁から派遣された大型・中型測量船全５隻を緊急測量業務に従事させました。

この緊急測量により、沈没したコンテナ等の位置確認作業や航路障害物の引き揚げ作業を支援するとともに、引き揚げ後の安全を確保した水深の確認がなされ、国際拠点港湾、重要港湾（１０港湾１１海域）の一部供用開始に貢献しました。

安全情報の提供



【震災後に出された航行警報位置図】



【航路障害物漂流状況参考図】

■左 震災に伴う航行警報位置図

震災後に出された航行警報については、3月17日より一つの図に記載して作成し、WEB上で毎日提供を行った。

■右 震災に伴う航路障害物の漂流状況図

航路障害物の漂流状況については、一つの図にプロットして図面を毎日作成し、MICSにおいて提供を行った。

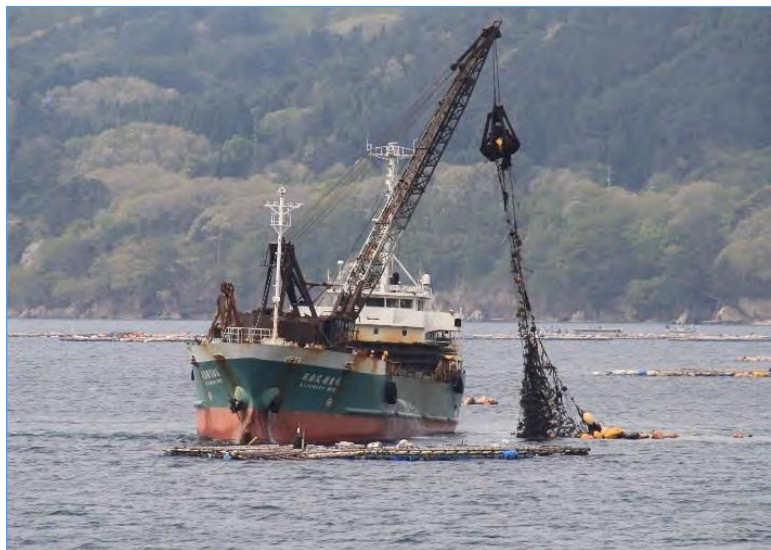
東北地方の太平洋沿岸では、地震発生による港湾施設の倒壊に加え、津波により大量の瓦礫、車両、船舶、漁具及びコンテナ等が漂流又は沈没し、船舶航行上の障害物となるとともに、航行船舶の「道しるべ」となる灯台が倒壊・傾斜したことにより、船舶の航行安全を確保するための情報提供が大変重要となりました。

そこで海上保安庁においては、船舶がこの海域を安全に航行できるようにするため、無線放送による航行警報やWEBページによる水路通報及び沿岸域情報提供システム（MICS）によって安全情報の提供を行いました。

航路障害物への対応



【流木等の引揚げ作業】



【漁網の引揚げ作業】

■左 航路障害物の除去作業

平成２３年５月５日、岩手県山田湾にて当庁が委託した民間回収船により漂流し船舶交通の障害となっていた航路障害物（流木等）を除去した。

■右 航路障害物の除去作業

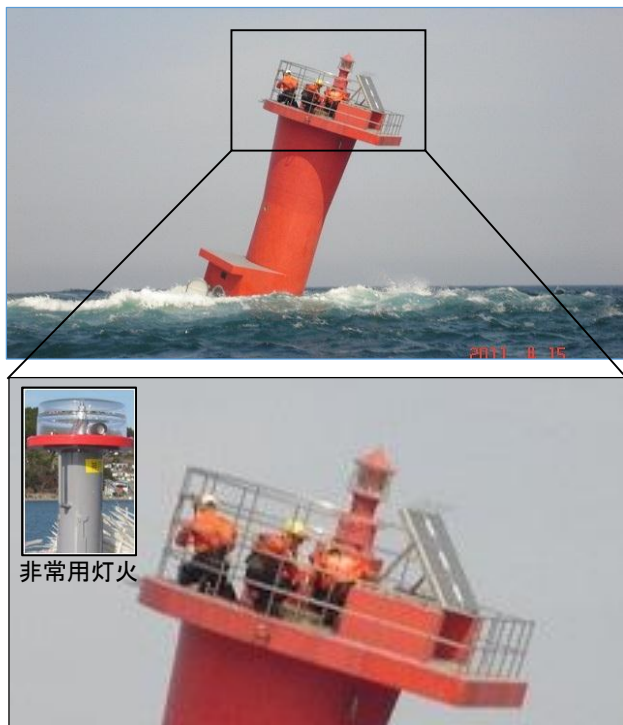
平成２３年５月１１日、岩手県山田湾にて当庁が委託した民間作業船により船舶交通の障害となっている漂流物（漁網）を除去した。

各港湾内や漁港内で沈降又は漂流する瓦礫等の航路障害物については、各港湾管理者による港の機能回復に向けた取り組みの中で除去が進められましたが、その一方で、これらの港湾等を利用する船舶の通航路となっている港外から沖合にかけての海域では、広範囲に大量の漂流物が残されたままの状況でした。

このため、海上保安庁は、国土交通省港湾局と連携して航行の安全を確保するため、平成２３年４月下旬から７月中旬までの間、民間回収船により、岩手県山田湾、大船渡湾、大槌湾、宮城県仙台湾及び岩手県三陸沿岸海域において漂流物等の航路障害物の回収・運搬を行いました。

なお、運搬された航路障害物等は、運搬先の自治体によって廃棄物として処分されました。

航路標識の復旧（１年目）



【応急復旧作業の状況：釜石港】



【応急復旧作業の状況：大船渡港】

■左 応急復旧作業の状況

釜石港湾口北防波堤灯台（岩手県釜石市）は、防波堤が沈下・傾斜して灯台内部への進入口が水面下となったため、平成２３年３月１５日、特殊救難隊員が巡視船搭載艇から灯台まで泳いで接近し、非常用灯火を設置し、応急復旧した。

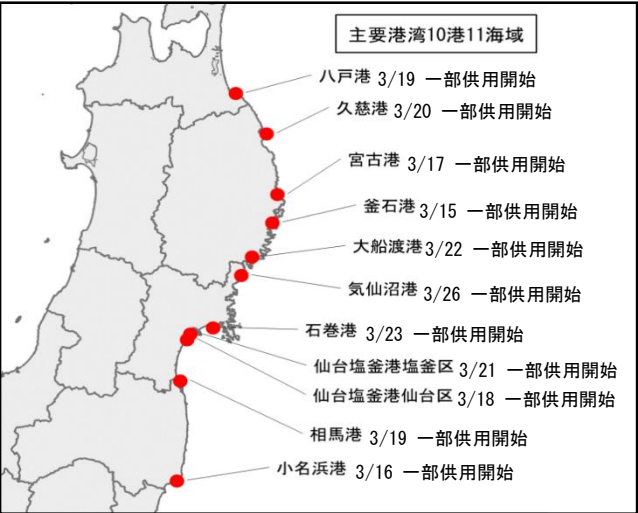
■右 応急復旧作業の状況

平成２３年４月１８日、倒壊した大船渡港長崎東防波堤灯台（岩手県大船渡市）に航路標識測定船「つしま」及び釜石海上保安部職員により非常用灯火を設置し、応急復旧した。

第二管区海上保安本部災害対策本部では、東北地方の太平洋岸の港湾を中心に１２７基（※平成２４年３月３１日までに被災を確認した基数）の航路標識が被災（倒壊、傾斜、消灯、移動、流出等）したことから、船舶交通の安全を確保するため、これらの状況を早期に把握して航行警報等により周知するとともに、被害の程度に応じて「応急復旧」、「仮復旧」、「本復旧」の３段階に分けた上で、被災地の復興に不可欠な海上物流インフラの早期復旧を支えるべく、緊急物資輸送の拠点となった管内の主要１１港を優先して復旧作業を進めました。

その結果、震災から１年後の時点で、６３基を本復旧、３８基を仮復旧、２０基を応急復旧（未復旧６基）させました。

各港湾の一部供用開始への対応



【１１の主要港湾位置図】



【震災後、仙台塩釜港へのタンカー初入港】

■左 主要港湾と一部供用開始年月日

第二管区海上保安本部管内における１１の主要港湾において、平成２３年３月１５日から３月２６日の間に、岸壁の一部供用開始に漕ぎ着けた。

■右 タンカー初入港

平成２３年３月２１日に仙台塩釜港仙台区が一部供用開始されたことを受け、同日、潜水士を同乗させた巡視艇や航空機による前路警戒を実施した上で、震災後初となるタンカーが入港した。

国土交通省港湾局、海上保安庁災害対策本部「緊急輸送対応班」及び「海洋情報業務室」の３者による定期的な作業ミーティング等を経て、まず港湾局サイドが各港湾内の漂流又は沈没した瓦礫、車両、コンテナ等を引き揚げた後に、当庁測量船が水深を確認するための水路測量を行うとの港湾の啓開作業の手順が早期に決定されたことから、国土交通省港湾局と海上保安庁の中央と地方部局の間で情報共有を促進し、５隻の測量船の効率的かつ円滑な運用調整を行い、航路啓開作業の進捗に合わせた効率的な測量作業を実施したことにより、平成２３年３月１５日から３月２６日の間に、１１の主要港湾においてそれぞれ岸壁の一部供用開始（下表参照）に漕ぎ着けることができました。

〔各港湾の一部供用開始時期〕

港湾名	一部供用開始日	港湾名	一部供用開始日	港湾名	一部供用開始日
八戸港（青森県）	３月１９日	大船渡港（岩手県）	３月２２日	仙台塩釜港仙台区（宮城県）	３月１８日
久慈港（岩手県）	３月２０日	気仙沼港（宮城県）	３月２６日	相馬港（福島県）	３月１９日
宮古港（岩手県）	３月１７日	石巻港（宮城県）	３月２３日	小名浜港（福島県）	３月１６日
釜石港（岩手県）	３月１５日	仙台塩釜港塩釜区（宮城県）	３月２１日		

Ⅱ－５ 緊急物資輸送及び現場支援活動の実施

巡視船艇・航空機の機動力を活かし、食料・燃料等の救援物資輸送や消防団・自衛官・その他救助機関関係者等の人員輸送を実施しました。また、地方自治体の要請等を受け、巡視船の浴室を被災された方々に開放したり、清水や燃料等を提供するなどの現場支援も行うとともに、陸上からアプローチしにくい離島や岬の突端部等の集落に海上保安官がヘリコプターで降下して、必要な物資を提供したり、要望を調査して地方自治体等に情報提供するなどの支援も行いました。



- (１) 緊急支援物資等輸送の実施
- (２) 現場支援活動の実施
- (３) 被災者支援の状況

【手記】「災害現場の笑顔」(抜粋)

余震が多発する中、釜石港に着岸し、庁舎が被災した釜石海上保安部としての役割を担うこととなり、行方不明者の潜水捜索と平行して実施した海上保安部の業務では、国民からの期待と重要性を改めて認識した。

また、地震発生から２週間もの間入浴すらできなかった被災者の方々に浴室を提供した。入浴後、被災者の方々の表情は大変明るく、ホッとした笑顔と、いただいた感謝の言葉を印象深く記憶している。

他管区派遣職員 巡視船乗組員（震災当時）

緊急支援物資等輸送の実施



【巡視船「みうら」による物資引渡し：釜石港】



【航空機による物資引渡し：釜石港】



【巡視船「すずか」による給水支援：釜石港】



【巡視船「あまぎ」から軽油引渡し：小名浜】

■左上 巡視船「みうら」から陸上自衛隊へ物資引渡し

巡視船「みうら」により緊急輸送された支援物資を釜石港において陸上自衛隊に引渡した。

■右上 巡視船「ちくぜん」船上で航空機から物資引渡し

当庁航空機により緊急輸送された支援物資を釜石港に着岸した巡視船「ちくぜん」船上で引渡した。

■左下 巡視船「すずか」による給水車への清水供給

釜石市からの要請により巡視船「すずか」の保有する清水を給水車に給水した。

■右下 巡視船「あまぎ」からローリー車へ軽油移送

小名浜港において巡視船「あまぎ」から軽油をタンクローリー車に引渡した。

東北地方では大震災の影響により、食料、水、燃料等のあらゆる生活必需品が枯渇し、広範囲で入手できない異常な状態が発生しました。

このため第二管区海上保安本部災害対策本部では、本庁災害対策本部内に設置された被災者に対する各種支援を強化するための「被災者支援調整班」と連携し、被災自治体の要請等を受け、緊急支援物資の輸送や離島の島民輸送等の支援活動に当たり、３月１２日から４月１５日の間、被災自治体からの要請等に基づき、巡視船艇・航空機の機動力を活かし、食料、清水、燃料、医療品及び毛布・生活日用品等の緊急支援物資の輸送や消防官、自衛官、その他防災機関関係者等の人員搬送等を実施しました。

現場支援活動の実施



【巡視船による入浴支援：巡視船「やひこ」】



【DMA T 職員の宿泊支援：巡視船「ちくぜん」】



【機動救難士による避難所の巡回調査】



【避難所へのガソリン提供：巡視船「すずか」】

■左上 巡視船「やひこ」による入浴支援

釜石市からの要請により、津波により避難生活を余儀なくされた被災住民に対し、巡視船の一部浴室を開放し、入浴支援を実施した。

■右上 DMA T 職員への給食・宿泊支援

釜石市からの要請により、震災被災者の医療支援のため活動するDMA T（災害派遣医療チーム）職員に対し、給食、宿泊支援を実施した。

■左下 機動救難士による孤立避難所の巡回

孤立した避難所等に、ヘリコプターにより機動救難士を派遣し、支援物資などのニーズ調査を実施した。

■右下 巡視船「すずか」が孤立避難所へガソリン提供

巡視船「すずか」は、搭載艇により孤立した避難所等へ赴き、支援ニーズを調査のうえ、非常用発電機等に使用するガソリン等を提供した。

第二管区海上保安本部災害対策本部では、本庁災害対策本部内に設置された被災者に対する各種支援を強化するための「被災者支援調整班」と連携し、被災自治体の要請等を受け、大型巡視船による延 117 名に対する入浴支援、DMA T 職員延 56 名の宿泊支援などの現場支援を行いました。また、ヘリコプター及び巡視船の搭載艇などにより、機動救難士や巡視船乗組員が離島や岬突端部に赴き、被災した孤立集落、避難所におけるニーズの聞き取り調査を行い、ガソリンの提供等を行いました。

被災者支援の状況



【庁舎への受け入れ：塩釜港湾合同庁舎】



【通信施設への受け入れ：歌津送信所】

■左 塩釜合同庁舎への受入

塩釜港湾合同庁舎の周辺が、津波により浸水したため、地域住民を一時的に庁舎に受入れ、大会議室のみに収まりきらず、廊下や階段で夜を明かす住民もいた。

■右 歌津送信所への受入

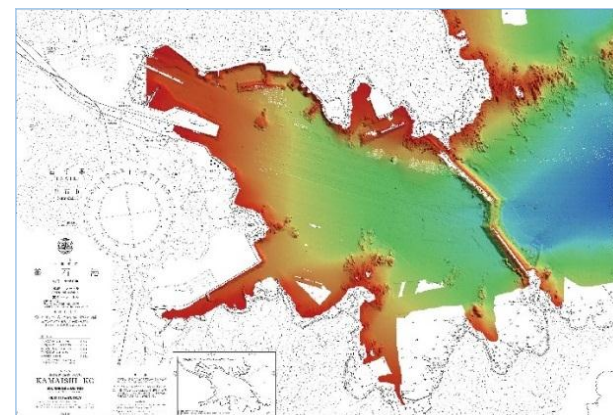
送信所の周辺が停電していたため、非常用発電機が整備されている同施設を避難所として開放し、住民は空調により寒さをしのいだ。

第二管区海上保安本部の所在する塩釜港湾合同庁舎は、津波の浸水被害がなかったことから、震災発生当日、塩釜港湾合同庁舎付近の住民に対して庁舎内に避難するよう呼びかけ、延 1, 0 7 5 名を同庁舎大会議室等に受け入れて、非常用物資として保管してあった食料、飲料水、毛布等を提供しました。

また、宮城県南三陸町にある歌津送信所では、通信施設工事の監督中に震災が発生しました。その際、送信所付近に避難していた住民に施設を開放し、避難場所として提供しました。

Ⅲ 東日本大震災への 第二管区海上保安本部 の対応(震災2年目以降)

- 1 行方不明者の搜索活動（2年目以降）
- 2 被災港湾における水路測量・海図改訂
- 3 航路標識の復旧（2年目以降）
- 4 被災地域の安全と治安の確保
- 5 当庁施設（庁舎）の復旧



行方不明者の搜索活動（２年目以降）



【岩手県宮古市での潜水搜索】



【宮城県女川町桐ヶ崎漁港における搜索】



【宮城県雄勝町での潜水搜索】



【宮城県山元町での潜水搜索】

■左上 岩手県宮古市での潜水搜索

岩手県宮古市山崎地区において潜水搜索を実施しましたが行方不明者に関する手掛りは見つからなかった。

■右上 宮城県女川町での潜水搜索

宮城県女川町桐ヶ崎漁港において潜水搜索を実施しました。低水温深度３０ｍの悪条件下、関係者が所有していた車両１台を発見した。

■左下 宮城県雄勝町での潜水搜索

宮城県雄勝町において潜水搜索を実施しましたが、行方不明者に関する手掛りは見つからなかった。

■右下 宮城県山元町での潜水搜索

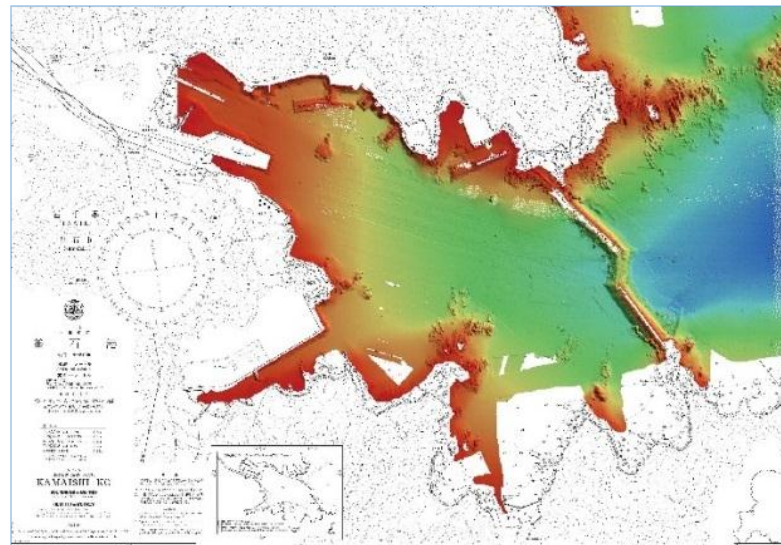
宮城県山元町において潜水搜索を実施しましたが、行方不明者に関する手掛りは見つからなかった。

第二管区海上保安本部災害対策本部では、東日本大震災の発災直後から、地元自治体及び地域住民等からの行方不明者発生状況等に係る情報収集、搜索に係る要望の聴取、水中ソナーによる震災廃棄物等水没物件の探査等を行い、行方不明者が存在する可能性のあるポイントを絞り込んで潜水搜索等（平成２８年１月１１日現在：搜索海域１，２０１箇所、潜水回数延べ１，２５３回、投入潜水土延べ６，７４２名、ご遺体揚収数４０６体）を実施しました。

被災港湾における水路測量・海図改訂



【測量実施・海図改訂の21海域】



【釜石港水深図】

■左 測量実施、海図改訂の21海域

海図補正の必要な港湾は東北地方で21海域に及んだ。

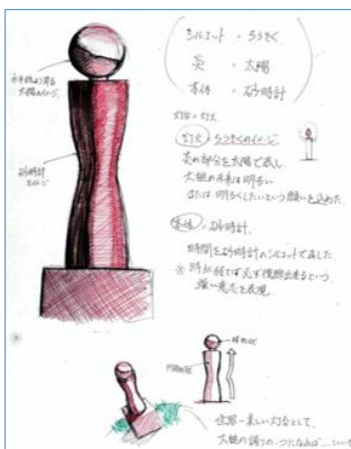
■右 釜石港の水深図

震災後の測量によって21海域の詳細な水深が明らかになった。これらのデータを海図に反映している。

東日本大震災で被災した港湾のうち海図の補正が必要な海域は21海域でしたが、このうち国際拠点港湾、重要港湾（10港湾11海域）については船舶による緊急物資の輸送路の確保が緊急の課題であったことから、第二管区海上保安本部災害対策本部ではこの11海域について緊急測量を行い、港湾の一部供用開始を迅速に行うとともに、海図補正のための測量を計画的に実施し、平成26年5月には同海域の測量作業を全て完了させました。次に、残りの10海域について各港湾の復興状況に合わせた計画的な測量を進め、平成27年9月に全ての震災対応測量が完了しました。現在は測量成果の資料整理を順次行っており、21海域中、13海域の海図改訂を完了しました。残り8海域（3海域で1図の海図を含み図数は6図）については、測量成果の資料整理が終わり次第海図改訂作業を鋭意進めることとしています。

さらに、現在も継続している緩やかな海底面の地盤上昇（余効変動）についても継続的に監視し、今後、必要に応じて海図の水深の基準となる最低水面の再決定や海図の改訂を行っていくこととしています。

航路標識の復旧（２年目以降）



【本復旧した大槌港灯台】



【本復旧した陸前長崎港長崎防波堤灯台】

■左 本復旧した大槌港灯台

倒壊した大槌港灯台（岩手県上閉伊郡大槌町）の復旧に当たり、第二管区海上保安本部と釜石海上保安部は灯台デザインの公募を大槌町民から募り、太陽と砂時計をイメージした岩間みな子さんの作品を採用し、平成２４年１２月１３日に本復旧した。

■右 本復旧１００基目

平成２７年７月８日、被災標識本復旧１００基目となる陸前長崎港長崎防波堤灯台が本復旧し、同日、地元関係者にお披露目された。

同灯台は津波により防波堤基部が洗掘され、防波堤ごと傾斜しましたが、防波堤の復旧にあわせて本復旧した。

第二管区海上保安本部災害対策本部では、船舶交通の安全を確保するため、防波堤の復旧等にあわせて順次被災した航路標識の復旧作業を進めています。その復旧に際しては、度重なる復旧工事の入札不調や、復旧灯台を製作する港湾用地の確保等に困難を極めましたが、平成２７年７月８日には被災標識の本復旧１００基目となる陸前長崎港長崎防波堤灯台を本復旧させるなど、平成２８年１月１日までに被災した航路標識１２９基のうち１０２基を本復旧、２２基を仮復旧、３基を応急復旧させ、残る２５基についても、早期復旧に向けて取り組んでいます。

被災地域の安全と治安の確保



【復興工事事務防止指導】



【押収したアワビ】

■左 復興工事事務防止指導

震災復興のための海上工事増加に伴い、円滑な復興に悪影響を与える事故が増加したため、復興工事の安全確保のため指導を強化した。

■右 悪質な密漁取締り

震災により、沿岸部の監視体制が手薄になっている状態を狙い、火事場泥棒的な悪質な密漁が増加したことから、これの対策を強化した。

東日本大震災により損傷を受けた護岸の復旧工事や湾口防波堤の嵩上げ工事等、復興関連の海上工事が急増する中、これら工事中の事故が増加傾向にあったことから、これを未然に防止するため、海上工事関係者に対して安全指導を重点的に実施するとともに、船舶通行の安全確保のための航路変更等の指導や安全情報の提供等の航行安全対策を行うほか、関係機関と連携して定期的な安全パトロールを実施しています。

また、東日本大震災により被害を受けた地域は、震災後、監視船及び監視所等に壊滅的な被害が発生し、漁協等による自主的な監視体制が脆弱化したところ、火事場泥棒的なあわび等密漁事案が頻発したことから、密漁取締りに関する地域ニーズに応えるべく、関係機関と連携し悪質な密漁対策を強化しました。

当庁施設（庁舎）の復旧



【新規建設した仙台航空基地庁舎：格納庫】



【復旧した気仙沼合同庁舎：気仙沼海上保安署】

■左 新規建設した仙台航空基地

仙台航空基地は、庁舎の一部修繕ほか、プレハブにより業務を行っていたが、平成２６年３月２７日に庁舎及び格納庫が竣工した。

■右 気仙沼合同庁舎の復旧

気仙沼海上保安署は、仮庁舎として使用中であった気仙沼産業センターから平成２５年３月１３日改修が完了した気仙沼合同庁舎に復帰した。

東日本大震災により被害を受けた９つの庁舎・船艇基地（八戸海上保安部、宮古海上保安署、釜石海上保安部、気仙沼海上保安署、石巻海上保安署、第二管区海上保安本部、宮城海上保安部、福島海上保安部、仙台航空基地）の内、釜石海上保安部船艇基地及び宮古海上保安署庁舎（仮庁舎に継続入居中）を除く庁舎・船艇基地については、本格復旧（下表参照）しました。

部 署 名	庁舎の復旧		船艇基地の状況
八戸（部）	改修による復旧	平成２４年１２月１３日	平成２５年３月１３日
宮古（署）	仮庁舎への移転	平成２３年４月１８日	平成２４年１０月３１日
釜石（部）	改修による復旧	平成２５年１月３１日	平成２４年３月２９日
気仙沼（署）	改修による復旧	平成２５年３月１３日	平成２５年３月２８日
石巻（署）	新規に竣工	平成２６年５月３０日	平成２４年３月１６日
本部・宮城（部）	耐震工事の施行	平成２７年６月９日	平成２５年６月１８日
福島（部）	改修による復旧	平成２４年６月２９日	平成２５年１月２１日
仙台基地	新規に竣工	平成２６年３月２７日	

IV 東日本大震災を教訓とした 防災への取組み

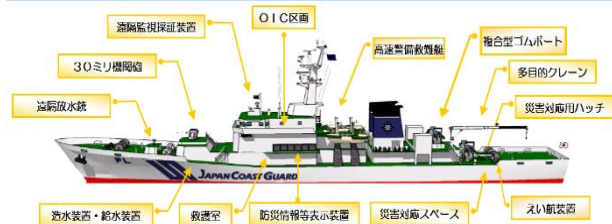
- 1 防災にかかる装備等の強化
- 2 関係機関との災害にかかる連携強化等



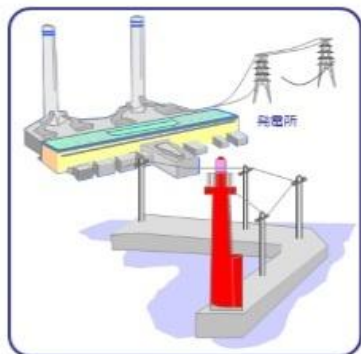
防災にかかる装備等の強化



【建替えられた石巻港湾合同庁舎】



【災害対応能力を強化した巡視船】



【航路標識の防災対策】

■左上 防災拠点機能強化の庁舎

東日本大震災の津波により庁舎等が機能不全となったことを踏まえ、石巻海上保安署に大規模災害の発生に備えた防災拠点基地機能（屋上と最上階が住民の避難スペース）の強化が図られた。

■右 災害対応能力を強化した巡視船

災害時に、広域かつ大規模な救助活動や被災者支援活動を迅速・的確に実施するため、多目的クレーンを搭載し、災害対応コンテナを搭載できる機能を持つなど災害対応能力が強化された巡視船が就役した。

■左下 航路標識の防災対策

今後も発生し得る災害に備えて、耐震性を強化した航路標識や商用電源に頼らない太陽電池を使った自立電源化された航路標識の整備を進めることとしている。

海上保安庁では、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災拠点として活用できる庁舎等の整備、災害対応力を有する巡視船艇・航空機の整備、原子力災害対応資器材の整備、航路標識の耐震補強や自立型電源化等を推進し、今後、発生が懸念される大規模災害に対して、迅速かつ的確に災害対応を行い、被害を極限化するよう、防災体制の強化を図っています。

Ⅳ－２ 関係機関との災害にかかる連携強化等

第二管区海上保安本部では、東北各県・市町村等で開催される災害対策関係会議に積極的に参画するとともに、各自治体主催の地域防災訓練や警察・消防・自衛隊等防災関係機関との合同訓練に積極的に参画し、更なる連携強化と災害応急対応能力強化を図っています。また、東日本大震災における教訓を踏まえ、一部庁舎を避難場所として活用できる協定を、自治体との間で締結しています。



- (１) 航行安全対策
- (２) 連携会議
- (３) 合同訓練
- (４) 庁舎施設の避難所としての活用

【手記】「関係機関連携による緊急航路啓開を実施せよ！」(抜粋)

宮城県庁に各関係機関が参集し、油槽船受け入れの可否及びその時期について打合せが行われ、幸いにして塩釜石油基地の被害は軽傷であったため、塩釜石油基地に油槽船の受け入れが可能となるよう急ピッチで航路啓開作業が開始された。

事故なく航路啓開作業や油槽船、緊急支援物資輸送船等入出港ができたのは、各関係機関・地元業者等と常に情報共有して相互に事情を良く理解し、取り組んだことで成し遂げられたものだと感じた。

宮城海上保安部職員（震災当時）

航行安全対策



【大型タンカーバースへのLNG 船入港：八戸】



【津波対策協議会】

■左 大型LNG船の入港

震災を教訓とした新たな指導により、「八戸港内の大型LNGターミナルに係る津波避難マニュアル」が策定され、第一船が入港した。

■右 津波対策協議会の開催

各港津波対策協議会を通じて、津波避難に対する対応基準等の見直しを順次実施。

第二管区海上保安本部では、東日本大震災を教訓として、津波災害の際に、各港湾における減災に大きな影響を及ぼす船舶避難体制の確立について強力に推進しています。

特に、大型タンカーバースを所有する事業者に対し、震災による津波被害を教訓とした必要な施設の設置及び改修、津波避難マニュアルの策定等について指導しています。

また、一般船舶については、各港湾の津波対策協議会等を通じ、各組織、事業者ごとに、港や船種毎の適切な避難場所、避難手順等を定めた避難マニュアルを策定するよう呼びかけています。

連携会議



【宮城県防災会議】



【岩手県ヘリコプター等運用調整会議】

■左 各防災会議等への参画

管内の各県市町村の防災会議に委員として参画し、災害対策基本法に基づく各地域の防災計画策定の一翼を担っている。

■右 ヘリ運用調整会議への参画

各県に設置されているヘリコプター等運用調整会議に参画し、災害発生時における航空機運用について関係機関との連携強化を図っている。

第二管区海上保安本部及び各海上保安部署では、管内の各県市町村における防災会議に委員として参画し、東日本大震災の教訓や課題を踏まえた防災計画の改正に対応する等、災害対策基本法に基づく各地域の防災体制の一翼を担っています。

また、災害発生時に多数の航空機が災害対応に従事する際の安全な運航を確保することを目的として各県の地域防災計画に基づき設置されているヘリコプター等運用調整会議をはじめとした、東北各県、市町村等で開催される災害対策関係会議や防災関係機関との会合に積極的に参画して、地震津波災害等大規模災害における自治体、関係機関との連携の強化、災害応急対応能力の強化を図っています。

合同訓練



【関係機関との連携訓練（みちのく ALERT2014）】



【関係機関との連携訓練（消防との合同捜索訓練）】



【日本赤十字社輸送車から巡視船への物資引渡し】



【釜石港における航路啓開中の絡策除去訓練】

■左上 海自輸送艦に着艦する当庁ヘリ

「みちのく ALERT 2014」において、海上自衛隊輸送艦「くにさき」に着艦する当庁ヘリコプターの状況。

■右上 消防機関との連携捜索救助訓練

津波により漂流した家屋からの行方不明者捜索救助訓練において、当庁巡視艇からエントリーし潜水捜索を行う消防ダイバー。

■左下 日本赤十字社との連携訓練

塩釜港において、協定に基づき、大規模災害時の巡視船と日本赤十字社との救援物資輸送や被災者の応急救護措置等の連携訓練を実施した。

■右下 東北地方整備局との連携訓練

釜石港において、大規模災害時の港湾の迅速な航路啓開における相互の役割確認及び連携を強化するための訓練を実施した。

第二管区海上保安本部では、東北各県、市町村で実施される防災訓練及び警察、消防、自衛隊等防災関係機関との合同訓練等に積極的に参画して、地震津波災害等大規模災害における自治体、関係機関との連携の強化、災害応急対応能力の強化を図っています。今後も東日本大震災における教訓を踏まえた訓練等の企画、計画段階から積極的に参画し、顔の見える関係を築くこととしています。

庁舎施設の避難所としての活用



【自治体との締結式：塩釜】



【津波避難ビルに指定された庁舎：石巻】



【津波避難ビルに指定された庁舎：気仙沼】

■左 港湾合同庁舎に関する協定締結

第二管区海上保安本部は、災害発生時に塩釜港湾合同庁舎施設を避難所とする協定を塩釜市と締結した。

■右上 津波避難ビルの石巻庁舎

石巻港湾合同庁舎は、防災拠点基地機能が強化されて再建され、石巻市と協定を締結し、津波避難ビルに指定された。

■右下 気仙沼庁舎を避難ビルに

気仙沼合同庁舎は、被災後、改修復旧され、気仙沼市と協定を締結し、津波避難ビルに指定された。

第二管区海上保安本部では、東日本大震災における教訓を踏まえ、自治体（塩釜市、石巻市、気仙沼市）と、庁舎（塩釜港湾合同庁舎、石巻港湾合同庁舎、気仙沼合同庁舎）を避難場所として活用するための協定を締結し、自治体と連携した定期的な災害時の初動体制確保のための対応訓練を行う等、避難住民の迅速な受け入れ及び支援体制の構築を図り、地域防災に貢献しております。

V 当庁が関係する組織、 ネットワークの復旧状況

- 1 海上安全指導員・海上安全パトロール艇
- 2 海上保安協力員・海上保安官連絡所
- 3 ライフジャケット着用推進員
- 4 海上保安協力校
- 5 民間による救助活動



海上安全指導員・海上安全パトロール艇



【新たな海上安全指導員の指名】



【海上安全指導員との合同パトロール】

■左 海上安全指導員の指名

平成26年9月3日、新たに海上安全指導員に指定された方に対し、宮城海上保安部長から指定証等を交付した。

■右 海上安全指導員との合同パトロール

宮城海上保安部において、海上安全パトロール艇により海上安全指導員と合同でプレジャーボート等に対して海難防止指導を実施した。

東日本大震災により海上安全指導員も犠牲となったほか、多くの海上安全パトロール艇が流出破損し、住居の損壊などに伴い仮設住宅への転居または他の地域への転出などにより活動を断念せざるを得ない海上安全指導員もあったため、震災前には68名だった指導員は震災後57名にまで減となり、一時、海上安全指導員による活動が衰退しました。

第二管区海上保安本部では、少しずつ合同パトロール等の実施を呼びかけていたところ、平成26年9月には新たに海上安全指導員として指定を受ける方も出てくるなど、その活動は徐々に再開されてきています。

※「海上安全指導員」及び「海上安全パトロール艇」とは？

海上保安庁は、安全なマリンレジャーを推進するため、安全航行に関する周知・啓発活動を自主的に実施している皆さんをマリンレジャーのリーダーとして位置づけ「海上安全指導員」として指名するとともに、海上安全指導員が活動する船艇を「海上安全パトロール艇」として指定しています。全国で約1,700名の海上安全指導員と約1,200隻の安全パトロール艇が活躍しています。

海上保安協力員・海上保安官連絡所



【海上保安協力員との会議：宮城】



【震災後再開した海上保安官連絡所：気仙沼】

■左 協力員との会議

海洋環境保全に関する啓発活動等について、海上保安協力員と会議を通じて連携強化を図っている。

■右 海上保安官連絡所

一般市民からの通報体制の確保の他、各種ポスター掲示など、海上犯罪の発生しにくい環境の醸成に努めている。

海上保安協力員、海上保安官連絡所は、震災前それぞれ77人、106箇所でしたが、震災による被災のため一時活動を休止しました。第二管区海上保安本部では、少しずつ協力依頼や連絡会議等の開催を呼びかけていたところ、被災地の復興に伴い徐々に活動を再開し、現在ではそれぞれ75人、103箇所まで回復し活動しており、今後も各海上保安部署と協力して活動していくこととしております。

※海上保安協力員とは

一般の方の中から海上保安業務への深い理解と積極的な協力が得られるボランティア精神旺盛な方を「海上保安協力員」として指名して、それぞれの地域に密着して、海事、漁業関係者及び一般市民への海上防犯及び海洋環境保全思想の普及・啓発活動などを行っています。

※海上保安官連絡所とは

海事団体の中から海上保安業務への深い理解と積極的な協力が可能なボランティア精神旺盛な団体等に対して、通報体制の確保の他、各種ポスター掲示等、海上犯罪防止の環境醸成に向けた活動について「海上保安官連絡所」看板の貸与をもって委嘱しているものです。

ライフジャケット着用推進員



【松島町における活動】



【雄勝町における活動】

■左 松島支所 L G L と救命胴衣着用推進運動

松島町各漁港において、松島支所 L G L と宮城海上保安部により救命胴衣着用推進運動を実施した。

■右 雄勝町東部支所 L G L と救命胴衣着用推進運動

船越漁港において、雄勝町東部支所 L G L と石巻海上保安署により救命胴衣着用推進運動を実施した。

震災前における、L G L の太平洋沿岸の海上保安部署での委嘱者数は、合計 7 2 1 名（平成 2 3 年 2 月 2 8 日）でしたが、震災により 2 4 名の L G L の方が犠牲になり、1 2 名の方が委嘱を辞退し、残る 6 8 5 名については、活動を休止するに至りました。

第二管区海上保安本部では、少しずつ活動の再開の呼びかけを続け、各漁協において漁業活動が再開され、活発化するのに伴い、L G L 活動を再開する動きが徐々に高まり、新たに委嘱を受ける方も加わり、平成 2 7 年 1 2 月末現在で、八戸・釜石・宮城・福島海上保安部管内における委嘱者数は合計 7 3 8 名となっています。

※L G L（L I F E G U A R D L A D I E S、ライフ・ガード・レディーズ）とは

平成 1 8 年に、第二管区海上保安本部石巻海上保安署で漁協女性部 3 名をライフジャケット着用推進員として委嘱したことを発端に始まった活動で、その後全国に波及し、平成 2 7 年 1 2 月末現在、全国で 3, 2 0 5 名、東北地方で 1, 0 1 8 名の方が、L G L として委嘱を受けて活動しています。

海上保安協力校



【種市小学校生徒との記念撮影：八戸】



【大島中学校生徒との活動：気仙沼】

■左 洋野町立種市小学校の活動

岩手県洋野町種市海岸において、種市小学校の生徒による海浜清掃及び漂着ごみ分類調査を行った。

■右 気仙沼市大島中学校の活動

海洋環境保全推進月間にあわせ、気仙沼市大島の小田の浜において、気仙沼市立大島中学校の生徒による漂着ごみ分類調査を行った。

第二管区海上保安本部では、当管区独自の取り組みとして、地域の小・中学校と連携して海浜清掃と併せた漂着ごみ分類調査などの海洋環境保全推進活動を行うため、「海上保安協力校」制度（管内全部署、小・中学校17校を指定）を設け、漂着ごみ分類調査や海洋環境教室の実施などを通じて未来を担う子供達への海洋環境保全思想の一層の普及啓発を図っています。この17校のうち8校が震災により被災したことから、震災後しばらくの間は活動を一時休止しておりました。

第二管区海上保安本部では、少しずつ沿岸における環境保全活動等の再開を呼びかけ、各学校とも徐々に活動を再開し、現在では震災前の水準に近いところまで回復してきております。

今後も各海上保安部署と協力して海洋環境保全推進活動を実施していくこととしております。

民間による救助活動



【航行不能プレジャーボートの曳航】



【火災船消火訓練】

■左 航行不能プレジャーボートの救助活動

宮城県水難救済会閑上救難所所属船が、宮城県閑上漁港沖において航行不能になったプレジャーボートを曳航救助した。

■右 火災船消火訓練

青森県北金ヶ沢漁港において、水難救済会新深浦救難所所属船による火災消火訓練が行われた。

太平洋沿岸の各県では、東日本大震災により、民間ボランティアの救助団体である水難救済会が大きな被害を受けました。

青森県、岩手県、宮城県及び福島県において、合計67箇所ある救難所及び支所のうち36箇所が全壊、6箇所が半壊、13箇所が浸水となるとともに（被害なし11箇所、調査中1箇所）、岩手県、宮城県及び福島県で、合計187名の方が死亡・行方不明となりました。

また、救助船については、明確な被害隻数は把握できていませんが、管内太平洋沿岸に所在する漁船の87%が被災していることから、大多数の隻数が被害にあったものと推定されます。

第二管区海上保安本部では、震災後、民間による救助活動の重要性にかんがみ、各県水難救済会の訓練や研修等に積極的に協力する等の取り組みを行い、平成26年2月末時点で、救難所及び支所は39箇所まで戻り、救助船の隻数も徐々に回復しつつあり、救助への出動実績も上がって来つつあります。